



肝炎ウイルス検査はお済みですか？

肝臓は沈黙の臓器とも言われ、肝炎ウイルスに感染していても自覚症状がなく、気付かないうちに肝硬変や肝がんへ進んでしまうことがあります。肝炎ウイルスの感染を早い段階で見つけ、適切な治療をすれば発症を遅らせることができます。

市では、集団で特定健診を受診する方で、市内在住の満40歳になる方、および満41歳以上の方で過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがなく、かつ検査を希望される方を対象に、肝炎ウイルス検査を実施しています。検査を希望される方は、特定健診を受ける際にお申し出ください。
気になることや不明な点があればお問い合わせください。
■問い合わせ
市役所健康対策課



不動産に関する無料相談

一般消費者を対象に、不動産・住まいに関する問題等について専門の相談員がお答えする無料相談を実施します。

■日時 5月14日(木) 13時～16時
■場所 のいちふれあいセンター 3階 第1会議室
■問い合わせ 公益社団法人 高知県宅地建物取引業協会 ☎088-823-2001

福祉サービス困りごと解決制度をご利用ですか？

各種社会福祉施設(老人ホームや保育所等)やホームヘルプサービスといった福祉サービス利用においての疑問や悩みなどの困りごとは、その事業者との話し合いでの解決が望まれます。しかし、話し合いだけでは解決しなかったり、直接話すことに少し抵抗を感じたりする場合もあると思います。そのような時には「福祉サービス困りごと解決委員会」にご相談ください。相談は無料、秘密は厳守します。



介護のごで困ったら…純喫茶あしたばへ来ませんか？

日頃から介護をしている家族の皆さんが、気軽に参加できる純喫茶あしたば(認知症カフェ)で、同じ介護者同士、不安や苦勞を語り合ってストレス発散しませんか？ご都合に

合わせてどの月からでも参加できます。
*認知症カフェって何？
認知症になっても皆が安心して地域で暮らせるために、日頃から認知症について相談したり、学んだり、予防したりする場です。

■対象 高齢者を介護している家族や地域の方
■場所 のいちふれあいセンター 1階 第1ふれあい室
※6月8日は弁天座で開催



■開催日 毎月第3水曜日 ※6月は6月10日(水)に開催
■開催時間 13時30分～14時30分
■申込み・問い合わせ 市役所高齢者介護課 地域包括支援センター ☎57-8511

郵便配達の外務員が高齢者のお宅を訪問します

健康状態や困りごとなどをお伺いし、地域包括支援センターに報告します。
■訪問対象 70歳以上の方がいる世帯(介護保険サービス利用者以外の方)

■対象地域 市内全域
※野市局が担当の野市町の高齢者については、人数が多いため2年間に分けて訪問しています

6月1日「人権擁護委員の日」四国一斉！12時間電話相談

高知地方法務局と高知県人権擁護委員連合会では、人権擁護委員、法務局人権擁護課職員による、12時間電話相談を実施します。相談は無料、秘密は厳守します。
■相談内容 差別待遇、暴行・虐待、いじめ、DV等、家庭や近隣関係等における、人権問題に関するあらゆる相談
■相談日時 6月1日(月)9時～21時
■相談電話 ☎0120-459-1737
■問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-13503

相談日時 6月2日(火)10時～16時

※12時～13時は休み。相談受付は15時30分まで
■相談場所 高知市米田町二二一〇 高知よこい咲都合同庁舎3階
■問い合わせ 高知地方法務局人権擁護課 ☎088-822-13503



道路舗装材料を支給

生活道などを地元の皆さんで舗装工事(簡易舗装)する場合に材料を支給します。
町内会(自治会)などで協議のうえ、代表者の名前で申請してください。審査して決定します。

■事業内容 ▼区 分…生活道など ▼原材料…市より提供 ▼幅 員…約2m以上 ▼受益者…2人以上
■申請書配布場所 市役所建設課・市民保険課各支所
■申請期限 5月29日(金)
■問い合わせ 市役所建設課

国民年金保険料の免除制度があります！



所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって保険料の納付が免除される制度があります。

1 免除(全額免除・一部免除)申請
本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。
★付加年金または国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります

2 若年者納付猶予申請
30歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。
3 学生納付特例申請
学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

■過去2年までさかのぼって免除申請ができます！
一定の将来期間のほか、過去2年(申請月の2年1カ月前の月分)までさかのぼって免除を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

	納付	全額免除	一部免除	若年者納付猶予(学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の受給資格期間に…	含まれる	含まれる	含まれる【注2】	含まれる	含まれない
老齢基礎年金額の計算に…	含まれる	含まれる【注1】	含まれる【注1、2】	含まれない	含まれない

【注1】保険料を納めた場合と比べて、受け取る年金額が以下のとおりとなります(平成21年4月以降の免除期間)
・全額免除の場合…2分の1
・半額免除の場合…4分の3
・4分の3免除の場合…8分の5
・4分の1免除の場合…8分の7
【注2】一部免除については、減額された保険料を納めないで「未納」と同等の扱いとなります

問 市役所市民保険課または南国年金事務所 ☎088-864-1111へ

訪問時期

27年5月から28年3月の期間で年1回の予定
この「ゆう郵訪問事業」は、地域包括支援センターが高齢者の方の相談事にきめ細やかに対応するため、日本郵便株式会社高知東郵便局に委託したものです(平成21年度から開始し今年度で7年目になります)。

これまで70歳以上の一人暮らしの方や、高齢者の方だけの世帯の方に訪問していましたが、若い世代のご家族と一緒に生活をされている高齢者も日中は一人になることが多く、生活状況をお聞きし、困りごとがないか把握していきます。

災害時の要援護者の支援にも情報を活用していきますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

問い合わせ

市役所高齢者介護課 地域包括支援センター ☎57-8511

